

2017年7月22日

認定事業者の皆様へ

公益財団法人自然農法国際研究開発センター

認定事務局長 大橋 弘保

有機農産物の生産に使用できない資材について

平素は、有機食品の検査認証制度にご理解とご協力をいただきありがとうございます。

この度、農林水産省から、魚沼市が運営する堆肥製造施設の魚沼市有機センター（新潟県魚沼市）が生産する以下の資材について、化学的に合成された凝集促進材が使用されていたため、有機農産物の日本農林規格で使用することができない資材であることが判明した旨の通知がありましたので、関係者の皆様にご連絡いたします。

もし、以下の資材を使用していた場合は、すみやかに認定事務局まで報告してください。

肥料の名称：魚沼ロマン 有機堆肥

肥料の種類：たい肥

なお、魚沼市有機センターが生産した肥料について、新潟県からプレスリリースが行われていますので、詳細については、以下のリンク先から確認してください。

<http://www.pref.niigata.lg.jp/nosanengei/1356873972895.html>

本件に関しまして、ご質問・ご不明な点等ございましたらお知らせください。

以 上

本件担当 吉田、谷木

※本通知は、新潟県の認定事業者に配信しています。